

【共通事項】

1. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた対応について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会）

（1）事業者の資金繰り支援について

- 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた事業者等への支援については、3月6日に麻生財務大臣兼金融担当大臣から、4月8日には、総理から、金融機関に対し、新規融資の実行や既往債務の返済猶予等について、顧客に寄り添って迅速かつ柔軟な対応を徹底するよう、要請しているところ。
- 各金融機関においては、こうした要請も踏まえ、事業者支援に積極的に取り組んでいただいていると承知しているが、8都道府県で引き続き緊急事態宣言が発令中であるなど、新型コロナウイルス感染症について予断を許さない状況が続く中で、また、今後、経済活動の本格的な回復をしっかりと進めていくためにも、引き続き、事業者支援を徹底していただくよう、改めてお願いしたい。

（2）日本政策金融公庫等との連携について

- 4月21日に、日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫への融資申込が急増している状況を踏まえ、中小企業庁及び財務省から両公庫に対し、民間金融機関によるつなぎ融資の積極的な活用について要請を行い、併せて、金融庁から民間金融機関に対して、両公庫の各支店と緊密に連携を図り、つなぎ融資等を積極的に実施するよう、要請した。

（参考）金融機関に対する要請事項

- ・ 日本政策金融公庫等は、その融資が実施されるまでの間のつなぎとして民間金融機関が実施した融資について、事業者と民間金融機関が日本政策金融公庫等への借換えを希望した場合、可能な限り借換えに応じることとしている。これを踏まえ、民間金融機関として、つなぎ融資等の事業者への資金繰り支援を積極的に実施すること

- ・ 上記の資金繰り支援の取組みが円滑に進むよう、民間金融機関は、日本政策金融公庫等と民間金融機関のこれまでの連携事例等も参考にしつつ、各地域において、日本政策金融公庫等の各支店と、融資実行等について密接に連携を図ること

- これらの要請を踏まえ、両公庫においては、それぞれの地域において、つなぎ融資を含む連携の具体的な方法・目線等について民間金融機関に説明するなどの対応を進めているものと承知しているが、一部地域では、こうした点についての両者のコミュニケーションが必ずしも十分でないとの声もあると承知している。

民間金融機関としても、連携の具体的な方法・目線等について確認すべき点がある場合には、積極的に各地域の公庫の担当者にアプローチし、連携を一層密にさせていただくよう、お願いしたい。また、連携に当たって課題がある場合には、金融庁にも積極的にご相談いただきたい。

(3) 民間金融機関における実質無利子・無担保融資について

- 4月27日に、民間金融機関における実質無利子・無担保の融資制度が円滑かつ迅速に実施されるよう、金融庁と中小企業庁の連名で、同制度の実施に向け、地方自治体や保証協会と協議して「金融機関ワンストップ手続き」を推進すること、連休中も必要な店舗を開いて融資相談に応じることなどを要請させていただいた。

(参考) 主な要請事項

- ・ 顧客による市区町村への認定申請や信用保証協会への保証申込みに際して、金融機関が必要書類の事前確認や代理申請を行うなど、地方公共団体・信用保証協会との協議に基づき、認定・申込手続きの一元化・迅速化を進めること（金融機関ワンストップ手続きの推進）
- ・ 5月2日から6日の連休やその前後において、必要な店舗を開いて融資相談に応じることなど、必要な態勢整備を行うこと
- 各金融機関、地方公共団体、信用保証協会が連携し、全47都道府県において、5月1日から制度が開始されたほか、各金融機関においても、

これに併せ、連休中を含めて、事業者からの相談・申込に応じていただいたものと承知しており、感謝申し上げたい。

- 金融機関が必要書類の事前確認や市区町村・信用保証協会への代理申請を行うなど、認定・申込手続きの一元化・迅速化を進める「金融機関ワンストップ手続き」についても、取組みが進みつつあると認識しているが、他方、
 - ・ 顧客事業者からの要望に応じ、金融機関が代理申請等を行うこととしており、代理申請等を原則化するに至っていない（引き続き市区町村等との調整中となっている）地域も見られる

ものと承知しており、引き続き保証協会・市区町村等と緊密に連携を図りつつ、調整等で課題がある場合には、金融庁にも積極的にご相談いただきたい。

- また、金融機関としても、同制度融資についての迅速な手続き実施を徹底するよう、改めてお願いしたい。この制度融資の運営には国費が投入され、1週間から10日で融資実行されるものとして理解されている。特に、信用保証協会から保証承諾の一報を受け次第、速やかに顧客に対してその旨連絡するとともに、それ以降原則一両日中に契約・融資実行を行うことは可能であると承知しており、顧客が別段の希望を有する場合を除き、こうした迅速な契約・融資実行を行うよう、徹底していただきたい。この際、顧客のニーズによらない銀行の事務手続きにより融資実行が滞留することのないよう留意していただきたい。

なお、金融機関ワンストップ手続きや融資の実行状況については、特別ヒアリングにおいて確認することとしている。

- 加えて、本「実質無利子・無担保」の融資制度については、債務超過等の一定の場合を除き、経営者保証は徴求することが出来ないこととされている。金融機関においては、制度要綱等におけるこうした規程を遵守し、的確に業務遂行を行うよう、改めて現場を含め徹底をお願いしたい。

(4) 事業者のニーズに沿った支援について

- 深刻な状況にある地域経済を支えるためには、事業者に対して、既存顧客のみならず新規顧客も含めて、新規融資等を通じて、積極的な資金繰り支援を行っていただくことが重要であると考えられる。各金融機関には、多くの事業者から相談が寄せられていると承知しているが、これまで取引の無い事業者からの相談にも丁寧に応じていただき、円滑な資金供給を確保する観点から、事業者の意向を踏まえ、適切に対応いただくようお願いしたい。
- なお、既に取り引のある事業者から相談を受けた場合には、他の民間金融機関に誘導せず、まず自行において、事業者からの相談に丁寧に応じるようお願いしたい。
- また、事業者が将来を展望した経営計画を立てづらい状況下において、自行の融資拡大のみを考え、例えば、不適切なノルマの設定等を含め、他の民間金融機関の取引先に対して、ニーズに基づかないプッシュ型の借換融資や新規融資についての営業をすること等により、事業者に混乱を生じさせ、結果的に事業者への円滑な資金供給に支障が生じることのないようご留意いただきたい。
- 感染拡大の影響を乗り越えようとする地域経済にとっては、今が正念場であり、金融機関は事業者支援の取組みの真価を問われる局面にある。各金融機関におかれては事業者が真に必要なとする支援を行うことにより、当面の事業継続を支えつつ、中長期的な地域経済の発展を実現していくことが期待されているということを十分に踏まえて対応いただくよう、改めてお願いする。

(5) 家賃の支払いに係る事業者等の資金繰りの支援について

- 5月8日に、入居者・テナントである中小事業者・個人の家賃支払いや、ホテル、レジャー施設、簡易宿所、民泊施設、テナントビル等のオーナー等の不動産関連事業者の資金繰りが深刻な課題となっているこ

とを踏まえ、家賃の支払いに係る事業者の資金繰り支援等について要請させていただいた。

(参考) 主な要請事項

- ・ 家賃支払いが深刻な課題となっている中小事業者・個人に対する、実質無利子・保証料免除の制度融資等の新規融資・つなぎ融資や、条件変更等の迅速・柔軟な実施
 - ・ オーナー等に対する新規融資・つなぎ融資や条件変更等の迅速・柔軟な実施
 - ・ 特に、オーナー等が例えば一定期間の家賃の減免・猶予等を行っている場合の迅速・柔軟な条件変更等の徹底
- 金融機関においては、家賃支払いが深刻な課題となっている中小事業者・個人に対して、今回導入された実質無利子・保証料免除の制度融資等の新規融資・つなぎ融資や、既往債務についての元本・金利を含めた減免・返済猶予等（元本据置き・返済期限の延長等）の条件変更等を迅速かつ柔軟に実施していくことが重要である。
- 各金融機関におかれては、テナントやオーナーから資金繰りに関する相談を受けた場合には、家賃の支払い負担の状況も勘案し、積極的に新規融資や条件変更等に取り組んでいただきたい。
- また、本要請に基づき、順次、金融機関における取組みの推進状況を特別ヒアリングにより確認することとしており、既に一部の金融機関と、テナントに対する新規融資やオーナーへの条件変更等への取組状況について、やりとりをしているところであるが、ご対応よろしく願いしたい。

(6) 特別定額給付金の円滑な支給について

- 5月12日に、補正予算の成立を受けて各地方公共団体において実施されている「特別定額給付金事業」の支給事業について、全世帯へ迅速に支給するという制度趣旨を踏まえ、総務省から都道府県等に対し、振

込口座の事前照会を省略することが可能である旨の通知が行われている。

- 各金融機関におかれては、引き続き、各地方公共団体の意向に沿って、事前照会を省略するなどの柔軟な対応を行うほか、事前照会を行う場合には、指定金融機関からの口座照会に対し、可能な限り速やかに回答いただくよう、お願いしたい。

(7) 地域経済活性化支援機構の活用等による資本性資金の供給について

- 中小・小規模事業者においては、人件費や家賃などの固定費の支払いが続く一方で、売上が上がらず、結果として財務内容が徐々に悪化し、資本が不十分になるところが増えてくることが懸念される。
- こうした状況においては、資本性資金の必要性も今後高まってくると考えられるところ、地域経済活性化支援機構においては、ファンドによる資本性資金の供給等により、地域の中核企業の経営基盤の支援を行うべく、検討を進めている。
- また、補正予算において、日本政策投資銀行の特定投資業務に追加出資を計上しており、中小企業に対しても、地域金融機関との共同ファンド等を通じて、地域の新事業開拓や異業種連携等を支援することとしている。
- 各金融機関におかれては、事業者のニーズを的確に把握した上で、必要に応じて地域経済活性化支援機構や政府系金融機関とも連携しつつ、事業者のニーズに適った支援に積極的に取り組んでいただきたい。

(8) 貸付条件の変更等の状況の公表について

- 金融機関における貸付条件の変更等の状況については、4月30日及び5月15日に結果を取りまとめ・公表した。3月末の条件変更等の実行率は、債務者が中小企業者である場合において、主要行等で99.1%、地域銀行で99.7%となっており、条件変更に積極的に応じていただいているものと承知しているが、金融庁としては、4月以降の状況につい

ても、しっかりとフォローしていきたいと考えており、各金融機関においては、引き続き、柔軟な条件変更等の適切な対応を行うよう改めてお願いしたい。

(9) 住宅ローン等に係る条件変更

○ 住宅ローンについては、これまで、顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更等について、迅速かつ柔軟に対応するよう要請してきたところ。

○ 3月末の住宅ローンに係る条件変更の実行率は 94.7%（銀行）、98.1%（協同組織金融機関）となっているほか、

- ・ 住宅ローンについて相談があった場合には、審査を行わずに最長1年の元金据置き等の条件変更に応じることとしている

といった好事例も見られるなど、要請を踏まえ、金融機関において、条件変更に積極的に対応していただいているものと承知している。

○ 6月のボーナス支給時期を迎えるに当たり、住宅ローンのボーナス払いを設定している顧客からの返済猶予の相談が寄せられることが見込まれる。これに対しては、上記好事例で見られるように、顧客のニーズに応じた条件変更の速やかな実施や、条件変更時の手数料の無料化といった支援を積極的に行っていただくよう、改めてお願いしたい。

また、条件変更等に当たっては、顧客のニーズを十分に踏まえ、具体的に考えられる条件変更等の内容を金融機関側から提案するなど、積極的な対応をお願いしたい。

○ さらに、こうした時期を迎え、顧客からの条件変更の相談が増えることが想定されるため、既に対応している金融機関もあるが、顧客が相談しやすいよう、住宅ローンに係る専用ダイヤルや休日を含めた相談窓口（住宅ローンプラザ等）の積極的な周知にも取り組んでいただくよう、お願いしたい。

- 上記に加え、その他の個人ローン（教育ローン、マイカーローン、リフォームローン等）についても、積極的に相談対応を行い、顧客のニーズを十分に踏まえた条件変更をお願いしたい。

(10) 金融庁・財務局に寄せられた苦情・意見について

- 金融庁や財務局に設置された、新型コロナウイルスに関する専用相談窓口には、引き続き事業者等から様々なご意見・苦情等が寄せられている。
 - いくつか紹介させていただくと、例えば、
 - ・ 事業者が金融機関に、返済猶予・期限延長等の条件変更ができないか相談したところ、金融機関からは、「政府からリスクの基準が示されていないので、判断できない」と言われた
 - ・ 新規融資の申込みを行ったところ、金融機関からは、保証協会が謝絶しているとの理由で断られたが、事業者が直接保証協会に確認すると、そのような話は来ていない（謝絶した事実はない）とのことだった
 - ・ 制度融資を活用した実質無利子・無担保の融資を申し込んだところ、既往債務がリスク中であることを理由として、保証協会に相談することもせずに、同融資の利用を謝絶された
 - ・ 従来から取引のあるメインバンクに、感染症の影響を踏まえて、新規融資が出来ないか相談したところ「他行に相談して欲しい」と言われた
 - ・ 個人が住宅ローンについての条件変更を金融機関に相談したところ、新型コロナ感染症の終息後の詳細な支払い計画の提出を求められた
- といった声が寄せられている。

- 苦情案件については、引き続き事実関係をよく確認させていただくことになる。金融機関におかれては、顧客に寄り添って丁寧に対応することを現場も含めて徹底するよう、改めてお願いしたい。

(11) 書面・押印等の制度・慣行の見直しについて

- 先般、総理指示を踏まえ、内閣府規制改革推進室から、経済4団体（日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、新経済連盟）に対して、「新型コロナウイルス感染症対応としての書面・押印・対面手続きの見直し」に関する要望を募り、各省庁に対して要望事項に回答するよう指示があったところ。
- 今後、金融庁としては、政府全体の方針を踏まえ、金融機関から行政に提出される申請・届出等について、当面、eメールを含むオンラインでの受付や押印の省略等を行うこととしたい。また、緊急的な対応にとどまらず、制度的にも申請・届出等のオンライン化が可能となるよう対応を行うとともに、押印廃止に向けた検討を進めていくこととしている。
- 金融業界を含む民間の取引における、書面・押印等の商慣行についても、可能なものから速やかに取組みを進めていただきたいと考えている。その際、見直しを行う上で課題となるものについては、金融庁と金融業界において検討会を立ち上げ、課題解決に向けた議論をしていきたいと考えている。
- 貴協会にも、是非ともご参画いただきたいと考えている。詳細については、追って連絡させていただくので、是非とも、前向きに、ご検討いただきたい。

(12) レバレッジ比率規制における日銀預け金の一時的な除外措置（パブコメ期間：4月17日～5月18日）

- 足許の新型コロナウイルス感染症の影響の拡大が懸念される中、国際統一基準の金融機関に適用されているレバレッジ比率規制について、金融政策との調和を図るため、一時的に、算定から日銀預け金を除外す

るよう、告示等改正案をパブリックコメントに付していたところ。告示改正は、今後、コメントを踏まえて最終化し、本年6月末から今年度に限り適用する予定。

(13) コロナに乗じた犯罪に係る注意喚起

- 新型コロナウイルス感染症拡大や特別定額給付金に乗じた振り込め詐欺事案が発生していることを踏まえ、金融庁としてはこうした被害を防止するため、関係省庁と連携し、最新の手口も踏まえた啓発や注意喚起を行っているところ。
- また、新型コロナウイルス感染症に便乗して、SNS等において「個人間融資」や「給与の買取り」をうたって、違法な貸付けが行われる懸念や、政府系金融機関や民間金融機関による新型コロナウイルス対策融資のあっせん等をうたって、高額な手数料を要求する事案も発生しているとの指摘があることから、金融庁においては、新型コロナウイルス感染症に便乗した違法な貸付け等について、金融庁ウェブサイトやSNS等を通じた広く一般への注意喚起を行っているところ。
- 特別定額給付金の支給等に当たっては金融機関にもご協力いただいているが、コロナウイルスの影響を受ける国民がこうした犯罪被害に遭うことのないよう、引き続き、振り込め詐欺等の被害防止に向けた対応に取り組んでいただきたい。

2. マネロン・テロ資金供与対策にかかる取引等実態報告等の提出期限について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会）

- マネーローンダリング・テロ資金供与対策にかかる取引等実態報告については、5月末までにご報告して頂くこととなっているところであるが、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、報告についてお困りのことがあれば、柔軟な対応を検討するので、金融庁又は所管の財務（支）局までご相談いただきたい。

3. 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う FATF 相互審査の延期について

(主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本貸金業協会、労働金庫業界)

- 新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、4月28日、FATFが、すべての相互審査のプロセスを4か月延期する旨を公表した。
- これにより、本年6月に予定されていた対日審査の審議は、10月の全体会合で行われる見込みである。
- 金融庁においては、日本のマネロン対策等が適正に評価されるよう、引き続き、しっかり対応してまいりたい。

4. 新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえたサイバーセキュリティ

等に関する注意喚起について (主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、日本貸金業協会、労働金庫業界)

- 昨今、新型コロナウイルス感染症の混乱に便乗し、メールやSNS、フィッシングサイト等を用いたサイバー攻撃が国内外問わず多数発生。また、テレワークの拡大に伴い、サイバーリスクが高まっている状況。
- また、本年3月、株価変動等による取引量の急激な増加等に伴い、金融機関のシステムの性能・容量面等が許容範囲を超えたことに起因したシステム障害等が発生。
- こうした状況を踏まえ、4月21日、各金融機関に対して、テレワーク環境のセキュリティ点検やシステムの可用性確保等に関して、注意喚起を発出したところ。
- 各金融機関におかれては、本注意喚起に基づき、自組織における対応状況についてご確認いただき、必要なセキュリティ対策を講じて頂きたい。

5. 外部環境の変化を踏まえたシステム統合・更改計画への影響について

て（日本貸金業協会、全国労働金庫協会）

- 新型コロナウイルス感染症など国内の広がりを踏まえ、政府としては感染拡大防止に向けた対応を進めているところ。
- こうした外部環境の変化を踏まえ、各金融機関においては、システム統合・更改等の際、開発要員の不足を考慮し、計画の見直しや要員の充当など、柔軟に対応していく必要。
- 今後、システム統合・開発を予定している金融機関においては、計画を見直す必要が生じる場合には前広にご相談いただきたい。

6. 北朝鮮制裁の適切な履行について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫業界）

- 本年4月21日、国連安全保障理事会の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルが、直近1年間の加盟国による北朝鮮制裁の履行状況の調査結果と加盟国への勧告を取りまとめた報告書を公表した。
 - 同報告書によると、
 - ・ 決済隠蔽のために第三者企業を利用した事例
 - ・ 北朝鮮の外交官及び家族による制裁回避目的での銀行口座開設の事例
 - ・ 正規企業を装ったウェブサイトを使用した暗号資産詐取など金融機関や暗号資産取引所へのサイバー攻撃の継続
- 等について記載されている。
- また、本年4月15日には、米国国務省等が北朝鮮サイバー脅威に関するガイドラインを公表し、北朝鮮のサイバー活動の手口・事例やその対抗措置を紹介している。

- これらの報告書や勧告の内容も踏まえ、金融庁としては金融機関等と情報交換を行い、サイバー対策やマネロン・テロ資金供与対策を引き続き強化していく必要があると考えている。金融機関の皆様におかれても、引き続き適切な対応に努めていただきたい。

7. 公正取引委員会による「フィンテックを活用した金融サービスの向上に向けた競争政策上の課題」の公表について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫業界）

- 4月21日、公正取引委員会が、「QRコード等を用いたキャッシュレス決済」及び「家計簿サービス等」に係る実態調査報告書を公表した。
- 本報告書では、銀行業界に対して、「銀行間手数料に係る取引慣行の見直し」、「全銀ネットのガバナンス体制の強化・取引の透明性の確保」、「全銀システムへの資金移動業者のアクセス解放に向けた検討」について、提言がなされている。
- 今後、全銀ネットにおいては、外部関係者を交えた検討体を設置予定であると承知しているが、本報告書の提言も踏まえ、各行・金庫におかれては、全銀ネットと連携し、全銀システムの高度化・効率化に向けた取組みを進めていただきたい。
- また、上記報告書においては、独占禁止法上問題となるおそれがある事例として、
 - ・ 銀行と電子決済等代行業者との取引に関しては、「銀行の取引上の地位が電子決済等代行業者に優越している場合に、銀行が、契約の見直しを行い、電子決済等代行業者に、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合」
 - ・ 銀行とノンバンクのコード決済事業者の取引に関しては、「銀行口座からのチャージ等取引の市場において有力な銀行が、コード決済の提供において競争関係にあるノンバンクのコード決済事業者を市場

から排除するなどの目的をもって、当該コード決済事業者とのチャージ等取引を拒絶すること」や「チャージ等取引に係る手数料を事実上拒絶と同視し得る程度まで引き上げること」

などが指摘されている。各行におかれては、改めて本報告書をご確認いただき、各事業者との取引にあたっては十分にご留意いただきたい。

8. 障がい者等の利便性向上に向けた対応について（主要行、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫業界）

○ 障がい者等の利便性向上に向けた対応に関し、一部の金融機関へ足元の状況についてヒアリングを行ったところ、

- ・ 障がい者団体や外部専門家を講師とした研修を行い、現場職員の対応に利用者の目線を取り入れている
- ・ ユニバーサルデザインを取り入れた店舗づくりを行っている
- ・ 筆談やコミュニケーションボード等に対応している旨を営業店やウェブサイトにて情報発信している

といった取組みが確認された。

○ 他方、障がい者団体と意見交換を行ったところ、以下のような事例が聞かれた。

- ・ 書類の代筆や代読の対応を断られた、あるいは、代筆等に係る内規の確認のために時間を要した〔視覚障がい、身体障がい、発達障がい〕
- ・ ATM 利用時にトラブルが発生した際、ハンディホンは備え付けられているものの、電話対応ができず、対処に苦慮した〔聴覚障がい、身体障がい〕
- ・ ATM の操作に不慣れな障がい者が多く、操作体験の場を設けていただけると理解が進む〔視覚障がい〕

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策を講じつつ、顧客対応業務を継続していただいているところ、こうした声も踏まえ、引き続き障がい者等の利便性向上に向けて取り組んでいただきたい。

9. FinTech 実証実験ハブ/基幹系システム・フロントランナー・サポートハブについて（全国信用金庫協会、日本貸金業協会）

- 金融庁では、フィンテックを活用したイノベーションに向けたチャレンジを加速させる観点から、前例のない実証実験における法令解釈に係る実務上の課題等の論点について継続的な支援を行う「FinTech 実証実験ハブ」を設置し、金融機関等によるフィンテックに関する取組みを後押ししてきた。
- 本年4月10日、FinTech 実証実験ハブの第6号案件として、みずほ銀行、グーグル・クラウド・ジャパン、野村総合研究所及び大日本印刷による、「位置情報等を活用した本人認証及び顧客管理に関する実証実験」について支援を決定したところ。今後、金融庁内に組成した担当チームにより、継続的なサポートを実施していく。
- また、金融庁では、金融機関の基幹系システムについて、開発・運用に要する過大なコストを抑えつつ利用者利便に資する機動的な対応等の実現に向けた様々な取組みを、法令解釈等のほか、IT ガバナンスやIT に関するリスク管理等の観点から支援するため、本年3月に「基幹系システム・フロントランナー・サポートハブ」を設置した。サポートハブでは、個々の案件毎に金融庁内のシステムモニタリング担当者や外部有識者からなるチームを組成し、継続的な支援を行っていく。
- 同ハブでは、静岡銀行より、同行が開発中の新たな勘定系システムについて、同ハブを利用したい旨の申請がなされたことから、社会的意義や先進性等の所定のチェック項目の観点より検討した結果、本年4月30日に初の支援決定案件として公表した。

- 金融機関の皆様におかれては、これらの各支援スキームについて、積極的なご活用をご検討いただきたい。

(以 上)